

28建企第510号
平成29年3月1日

県内建設関係業団体の長 様

愛知県建設部長

愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱の一部改正について（通知）

日頃は、建設リサイクルの推進に御協力いただきありがとうございます。

この度、愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱を別添のとおり改正しましたので、会員の皆様へ周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、改正後の実施要綱については、建設企画課ウェブページに掲載します。

記

- 1 改正内容
別紙新旧対照表のとおり
- 2 適用日
平成29年4月1日

担当 建設企画課再生建設資材グループ
電話 052-954-6508（ダイヤルイン）
FAX 052-954-6941

愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、循環型社会の形成を目指し、愛知県が実施するすべての工事における建設副産物の発生抑制、リサイクルの推進及び適正処理の推進を実現するため、設計段階から一貫したリサイクルガイドラインのシステムを構築することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、愛知県が実施するすべての工事（以下「工事」という。）について適用することとし、工事を担当する課（以下「発注者」という。）、検査を担当する職員（以下「検査員」という。）、設計業務を受注する業者（以下「設計受注者」という。）、工事を請け負う業者（以下「請負者」という。）、工事監理業務を受注する業者（以下「監理受注者」という。）など工事に関わるすべての組織、関係者に対して遵守を求める。

(基本方針)

第3条 工事の設計、積算、施工に当たっては、次に掲げる各号の基本方針により建設副産物に係る総合的対策を適切に実施しなければならない。

- 一 建設副産物の発生抑制に努めること。
- 二 発生した建設副産物については、再使用、再資源化、及び減量化に努めること。
- 三 再使用、再資源化、減量化できないものについては、適正処理に努めること。
- 四 工事において資材を使用する場合は、貴重な資源の保護、資源リサイクルの推進及びグリーン購入普及の観点から、「愛知県あいくる材率先利用方針」の遵守などリサイクル資材の使用に努めること。

(発注者の責務)

第4条 発注者は建設副産物の発生抑制、リサイクル、適正処理を推進するため、工事費に必要な経費を計上しなければならない。

第2章 概略設計・予備設計・基本設計段階の計画

(概略設計・予備設計・基本設計段階での総合配慮)

第5条 設計受注者は、工事の概略設計・予備設計・基本設計に当たり建設副産物の発生抑制のための工法選択、発生土搬出量縮減のための方策、多量に発生する建設副産物の処理方針等を総合的に勘案して進めなければならない。

第3章 詳細設計・実施設計段階の計画

(詳細設計・実施設計段階での総合配慮)

第6条 設計受注者は、工事の詳細設計・実施設計に当たり建設副産物の発生抑制、リサイクルの推進、リサイクル資材の利用促進等を総合的に勘案して進めなければならない。

(発生土、受入土についての調整)

第7条 発生土及び受入土の情報を建設発生土情報交換システムに載せるため、詳細設計・実施設計の設計受注者は、工事期間が定まっている場合は、受注後できるだけ早期に、また、工事期間の定まっていない場合は、成果物の納入時期までに、ボーリング調査、

現地調査及び設計の内容から、別表 1 に定められた事項を整理し発注者に提出しなければならない。

なお、工区を区分して工事が実施されることが想定される場合は、発注者と相談の上、工区単位の発生土及び受入土の情報を提出しなければならない。

- 2 発注者はその情報を基に、建設発生土情報交換システムに登録し、できるだけ工事間の発生土の流用について調整を行い、積算に反映させるようにしなければならない。

第 4 章 積算段階の計画

(積算段階の配慮等)

第 8 条 発注者は、リサイクル原則化ルール、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「愛知県あいくる材率先利用方針」及びこの要綱の趣旨に従って積算しなければならない。

(リサイクル阻害要因説明書の作成)

第 9 条 発注者は、積算の内容が、別表 2 の事項に該当するときは積算段階のリサイクル阻害要因説明書（様式 4）を作成しなければならない。

- 2 発注者は前項のリサイクル阻害要因説明書を作成した場合は、建設部建設企画課再生建設資材グループへ、速やかに送付しなければならない。

第 5 章 施工段階の取扱方針

(請負者及び監理受注者の遵守責務)

第 10 条 請負者及び監理受注者は、資材の調達及び建設副産物の処理に当たって、この要綱によるほか、次の法令等を遵守しなければならない。

- 一 資源の有効な利用の促進に関する法律
- 二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 四 建設副産物適正処理推進要綱
- 五 愛知県あいくる材率先利用方針
- 六 工事場所が名古屋市の区域にあつては「名古屋市産業廃棄物等の正な処理及び資源化の促進に関する条例」及び「名古屋市産業廃棄物処理指導要綱」、豊橋市の区域にあつては「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」（以下「県条例」という。）及び「豊橋市産業廃棄物適正処理指導要綱」、岡崎市の区域にあつては「県条例」及び「岡崎市産業廃棄物適正処理指導要綱」、豊田市の区域にあつては「豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例」、それら以外の愛知県の区域にあつては「県条例」及び「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」

(請負者の全体把握)

第 11 条 請負者は、当該工事で発生するすべての建設副産物について、自らの責任で処理又は処分を行い、その状況を把握しなければならない。

(資材搬入の注意事項)

第 12 条 請負者は、資材搬入に対して、協力業者も含めて次の事項について配慮しなければならない。

- 一 現場への資材の搬入量が過大にならないよう努めること。
- 二 造作材、型枠などの工場加工、ボード類の実寸搬入（プレカット）などにより、現場加工の低減に努めること。
- 三 現場への資材搬入は、できるだけパレット、ラック、コンテナを利用し、こん包状態での搬入を避けるよう努めること。
- 四 養生材、こん包材はできるだけ簡素化し、再利用できるものを使用するよう努めること。

（建設廃棄物の分別収集）

第13条 請負者は、協力業者が排出するものも含めて、できるだけ別表3の区分により分別収集するように努めなければならない。ただし、現場条件により、分別収集が困難な場合は、中間処理施設に搬入し、分別、再資源化に努めなければならない。なお、コンクリート、アスファルト、木材については必ず分別し、再資源化しなければならない。

（工事現場の廃棄物保管施設の構造基準等）

第14条 請負者は、工事現場に廃棄物保管施設を設置する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定を遵守するほか以下の事項を遵守しなければならない。

- 一 現場の敷地の周囲にはみだりに人が立ち入ることを防止することのできる囲いを全周に設け、現場の敷地の出入口には、施錠できる門扉が設けられていること。
- 二 廃棄物保管場所の見やすい箇所に「産業廃棄物の保管施設」であること、及び施設設置者名、産業廃棄物の種類、管理者名、連絡先を表示する立札その他の設備が設けられていること。
- 三 保管した廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに、悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
- 四 分別収集した廃棄物の種類ごとにコンテナ等の容器を設け、容器ごとに廃棄物の種類を明示すること。
- 五 火災を防止するため、消火器その他消火設備が設けられていること。
- 六 工事現場での保管は極力短期間とすること。

（工事着手前と完了時の書類提出）

第15条 請負者は現場で生じる建設廃棄物の処理に関する計画を策定し、工事着手前に次の計画書等を発注者に提出しなければならない。また、完了時にはそれぞれの計画書について実績数字に置き換えた実施書を提出しなければならない。なお、工事着手前に提出する計画書等は、施工計画書に含め提出することができる。

- 一 再生資源利用計画書（実施書）（CREDAS 様式1）
再生資源利用計画書（実施書）は、請負金額100万円以上のすべての工事で作成する。
- 二 再生資源利用促進計画書（実施書）（CREDAS 様式2）
再生資源利用促進計画書（実施書）は、請負金額100万円以上のすべての工事で作成する。
- 三 あいくる材使用状況報告書（様式8）（完了時のみ提出。）
- 四 あいくる材使用実績集約表（様式9）（完了時のみ提出。）
- 五 建設発生土受入地の関係法令に基づく許可証（民間受入地の場合に限る。）の写し

- 六 収集運搬、処理業者の許可証の写し
請負者が契約した収集運搬業者及び処分業者のもの。
 - 七 廃棄物処理委託契約書の写し
請負者が収集運搬業者及び処分業者と契約したもの。
 - 八 請負者が契約した処分場までの運搬ルート図
 - 九 土木工事におけるマニフェスト管理台帳又は建築工事におけるマニフェスト集計表
(いずれかを完了時のみ提出。)
- 2 前項第一号及び第二号の計画書(実施書)については、個々の実態に基づいて、求められている単位に換算して記入するものとする。ただし、実態値がない場合は別表4の値を参考に換算して記入するものとする。
 - 3 発注者は、第1項で提出された再生資源利用計画書(実施書)、再生資源利用促進計画書(実施書)、あいくる材使用状況報告書及びあいくる材使用実績集約表の記入漏れや誤記などが無いことを確認するものとする。

(リサイクル状況の集約への協力)

第16条 リサイクル状況の集約を容易にするため、請負者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を CREDAS 入力システムにより作成し、電子データで提出するものとする。

なお、請負者は、国土交通省のホームページから CREDAS 入力システムをダウンロードして使用するものとする。

- 2 あいくる材の使用状況を集約するため、請負者は、あいくる材使用状況報告書とあいくる材使用実績集約表をあいくるのホームページからダウンロードした電子データを用いて作成し、電子データで提出するものとする。
- 3 前2項で提出された再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書、あいくる材使用状況報告書及びあいくる材使用実績集約表は、地方機関の施行する工事にあつては、地方機関単位で集計し、本庁各課が施行する工事にあつては、それぞれの課で集計し、各部署の主管課が取りまとめて建設部建設企画課再生建設資材グループに提出するものとする。
- 4 前項の提出は、原則として、毎年4月末日を目安に前年度分をまとめて行うこととする。具体的には、建設部建設企画課再生建設資材グループからの提出依頼に基づき提出することとする。
- 5 建設部建設企画課再生建設資材グループは、前項により提出されたものを集計し、必要に応じて公表することとする。

(マニフェスト制度の実施)

第17条 請負者は、建設廃棄物の運搬及び処分に当たって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定を遵守し、マニフェスト制度による産業廃棄物管理票(マニフェスト)の処理を行うこととする。

第6章 検査時の対応

(発注者及び検査員の役割)

第18条 工事の設計段階において発注者は、第5条及び第6条に規定する総合配慮に基

づいて設計業務の成果物が作成されていることを確認することとする。

- 2 工事の施工段階において発注者は、建設廃棄物の処理が適正に進められ第15条に規定する書類が作成されていることを確認することとする。
- 3 前2項の確認の他、検査員は、建設副産物の処理が適正に進められていることを検査時に確認することとする。

第7章 その他

(実施要綱の管理)

第19条 この実施要綱について疑義が生じた場合、変更の必要が生じた場合については、建設部建設企画課再生建設資材グループが対応する。

附則

- この実施要綱は平成13年 4月 1日より実施する。
- この実施要綱は平成15年 4月 1日より実施する。
- この実施要綱は平成16年 9月22日より実施する。
- この実施要綱は平成20年 2月13日より実施する。
- この実施要綱は平成20年 4月 1日より実施する。
- この実施要綱は平成21年 4月 1日より実施する。
- この実施要綱は平成22年 4月 1日より実施する。
- この実施要綱は平成24年 4月 1日より実施する。
- この実施要綱は平成29年 4月 1日より実施する。

別表 1

発生土及び受入土についての諸元

- 1 工事場所
- 2 工事の種類
- 3 工事名
- 4 搬出、搬入の別
- 5 搬入予定量、搬出予定量
- 6 搬入の場合の使用目的
 - ①路床土
 - ②路体、築堤盛土
 - ③埋立て土
 - ④その他
- 7 搬出の場合の発生土情報
 - ①砂、礫質土
 - ②岩
 - ③粘性土
 - ④泥土
 - ⑤その他
- 8 発生時期の予定
- 9 工程調整のための仮置場の有無

別表 2

リサイクル阻害要因説明書を作成する場合の基準

- 1 300m³以上の建設発生土を自由処分又は最終処分する場合
- 2 建設汚泥及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合
- 3 土砂等利用工事において購入材（新材）を使用する場合
- 4 砕石の使用工事において新材を使用する場合（ただし、仮設工事、路盤工で供用する箇所及び再生材が飛散して周辺の土地利用に障害が発生するおそれがある箇所は除外する。）
- 5 アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合（ただし、表層工、基層工に改質材を使用する場合等の再生品を使用できないものは除外する。）
- 6 本ガイドラインで現場若しくは再資源化施設での資源化又は再生資源の現場での利用となっている物品について、焼却又は最終処分を行う場合
- 7 現場内で分別が行えない場合

別表3

建設廃棄物の分別区分

- 一 コンクリート塊（安定型産業廃棄物）
処理方針：再資源化施設に搬入する。
- 二 アスファルトコンクリート塊（安定型産業廃棄物）
処理方針：再資源化施設に搬入する。
- 三 木材（管理型産業廃棄物）
処理方針：再資源化施設に搬入する。
- 四 金属くず（鉛製は管理型産業廃棄物、それ以外は安定型産業廃棄物）
処理方針：鉄筋くず、金属加工くず、ボルト類、電線、番線等は有価物として処分する。
有価物として処分できない場合は、できるだけ再資源化に努め、やむを得ないもののみ、適正処理を行う。
なお、鉛製の管、又は板、廃容器包装（*注1）は、他の金属と区分して収集し、管理型最終処分場で処分する。
- 五 飲物等の空き缶（安定型一般廃棄物）
処理方針：有価物として処分する。有価物として処分できない場合は、再資源化施設に搬入する。
- 六 ダンボール等（管理型産業廃棄物）
処理方針：有価物として処分する。
有価物として処分できない場合は、再資源化施設に搬入する。
- 七 燃えるもの（管理型産業廃棄物）
処理方針：できるだけ再資源化に努める。
再資源化できない場合は、焼却処理をする中間施設に搬入し減量化する。
- 八 燃えない混合産業廃棄物（安定型産業廃棄物）
処理方針：それぞれ、再資源化に努める。
処分する場合、コンクリートくず、アスファルトコンクリートくず、モルタルくず、廃プラスチック類（廃容器包装を除く）、ガラスくず及び陶磁器くず、れんがくず等の安定型産業廃棄物のみの混合廃棄物は、安定型最終処分場で処分できる。
しかし、管理型産業廃棄物の混じった混合産業廃棄物は管理型最終処分場で処分しなければならない。
- 九 燃えない混合産業廃棄物（管理型産業廃棄物）
処理方針：それぞれ、再資源化に努める。
品目の例示：石こうボード、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。）、廃容器包装（注1）等
- 十 生ゴミ、新聞雑誌等の生活ゴミ（一般廃棄物）
処理方針：食事の残さ、弁当がら、新聞雑誌等の一般廃棄物は、産業廃棄物とは別に収集し、地元市町村の分別収集に合わせて分別収集に努める。

*注1：廃容器包装とは、固形状又は液状の物の容器又は包装であって廃棄物の処理及び清掃に関する法律別表第5の下欄に掲げる物質が混入又は付着した物。なお、有害な廃容器包装は遮断型産業廃棄物となる。

別表 4

建設廃棄物の重量換算時の参考値

建設廃棄物の種類	重量換算係数 ^{※1} (t/m ³)				運搬車両規模の算定用 密度 ^{※2} (t/m ³)
	荷積み状態		実体積による 換算	産業 廃棄物 (環境省)	
	建廃 ガイドライン値	参考値	参考値		
建設汚泥	1.2~1.6	1.4	1.4	1.10	—
コンクリート塊	建設廃材 1.6~1.8	1.8	2.35(無筋)	1.48	1.7
アスファルト コンクリート塊		1.8	2.35		
建設発生木材	0.4~0.7	0.5	—	0.55	0.6
建設混合廃棄物	—	—	0.24~0.30	0.26	—
砕石	—	—	2.0	—	—
廃プラスチック類	—	—	1.1	0.35	0.4
廃塩化ビニル管・継手	—	200kg/m ³ 管・パイプ	—	—	—
廃石こうボード	—	0.65~0.8	—	—	—
紙くず	—	—	0.5	0.30	—
アスベスト	—	—	0.9	0.30	—
金属くず	—	—	—	—	1.5
ガラス・陶磁器くず	—	—	—	—	1.2

※1 出典：国土交通省中部地方整備局資料

※2 出典：愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱

草刈りにおける面積あたりの重量換算時の参考値

河川	1.4 t/1,000m ²
道路	0.74t/1,000m ²

別紙

愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 新旧対象

現行	改正後	改正理由等
<p>第1章 総則 (目的) 第1条 この要綱は、循環型社会の形成を目指し、愛知県が実施するすべての工事における建設副産物の発生抑制、リサイクルの推進及び適正処理の推進を実現するため、設計段階から一貫したリサイクルガイドラインのシステムを構築することを目的とする。</p>	<p>第1章 総則 (目的) 第1条 この要綱は、循環型社会の形成を目指し、愛知県が実施するすべての工事における建設副産物の発生抑制、リサイクルの推進及び適正処理の推進を実現するため、設計段階から一貫したリサイクルガイドラインのシステムを構築することを目的とする。</p>	<p>改正なし</p>
<p>(適用範囲) 第2条 この要綱は、愛知県が実施するすべての工事（以下「工事」という。）について適用することとし、工事を担当する課（以下「発注者」という。）、検査を担当する職員（以下「検査員」という。）、設計を受注する業者（以下「設計受注者」という。）、工事を請け負う業者（以下「請負者」という。）、工事監理を受注する業者（以下「監理受注者」という。）など工事に関わるすべての組織、関係者に対して遵守を求める。</p>	<p>(適用範囲) 第2条 この要綱は、愛知県が実施するすべての工事（以下「工事」という。）について適用することとし、工事を担当する課（以下「発注者」という。）、検査を担当する職員（以下「検査員」という。）、設計業務を受注する業者（以下「設計受注者」という。）、工事を請け負う業者（以下「請負者」という。）、工事監理業務を受注する業者（以下「監理受注者」という。）など工事に関わるすべての組織、関係者に対して遵守を求める。</p>	<p>語句の修正。</p>
<p>(基本方針) 第3条 工事の設計、積算、施工に<u>あ</u>っては、次に掲げる各号の基本方針により建設副産物に係る総合的対策を適切に実施しなければならない。 一 建設副産物の発生抑制に努めること。 二 発生した建設副産物については、再使用、再資源化、及び減量化に努めること。 三 再使用、再資源化、減量化できないものについては、適正処理に努めること。 四 工事において資材を使用する場合は、貴重な資源の保護、資源リサイクルの推進及びグリーン購入普及の観点から、「愛知県あいくる材率先利用方針」の遵守などリサイクル資材の使用に努めること。</p>	<p>(基本方針) 第3条 工事の設計、積算、施工に<u>当た</u>っては、次に掲げる各号の基本方針により建設副産物に係る総合的対策を適切に実施しなければならない。 一 建設副産物の発生抑制に努めること。 二 発生した建設副産物については、再使用、再資源化、及び減量化に努めること。 三 再使用、再資源化、減量化できないものについては、適正処理に努めること。 四 工事において資材を使用する場合は、貴重な資源の保護、資源リサイクルの推進及びグリーン購入普及の観点から、「愛知県あいくる材率先利用方針」の遵守などリサイクル資材の使用に努めること。</p>	<p>語句の修正。</p>
<p>(発注者の責務) 第4条 発注者は建設副産物の発生抑制、リサイクル、適正処理を推進するため、<u>設計委託費及び</u>工事費に<u>ついて</u>必要な経費を計上しなければならない。</p>	<p>(発注者の責務) 第4条 発注者は建設副産物の発生抑制、リサイクル、適正処理を推進するため、工事費に必要な経費を計上しなければならない。</p>	<p>リサイクル計画書を廃止するため。</p>
<p>第2章 概略設計・予備設計・基本設計段階の計画 (概略設計・予備設計・基本設計段階での総合配慮) 第5条 工事の概略設計・予備設計・基本設計に<u>あ</u>っては、建設副産物の発生抑制のための工法選択、発生土搬出量縮減のための方策、多量に発生する建設副産物の処理方針等を総合的に勘案して<u>設計</u>を進めなければならない。</p>	<p>第2章 概略設計・予備設計・基本設計段階の計画 (概略設計・予備設計・基本設計段階での総合配慮) 第5条 <u>設計受注者は、</u>工事の概略設計・予備設計・基本設計に<u>当</u>たり建設副産物の発生抑制のための工法選択、発生土搬出量縮減のための方策、多量に発生する建設副産物の処理方針等を総合的に勘案して進めなければならない。</p>	<p>主語を明確にするため。</p>
<p><u>(概略設計・予備設計・基本設計段階のリサイクル計画書の作成と活用)</u> 第6条 <u>概略設計・予備設計・基本設計の設計受注者（自ら設計を実施する場合は担当課。以下同じ。）はリサイクル計画書（概略設計・予備設計・基本設計）（様式1）を作成しなければならない。</u> <u>2 リサイクル計画書はできるだけ設計の早い段階から検討作成し、発注者の承諾を得なければならない。</u> <u>3 発注者は、リサイクル計画書の作成に協力するとともに、完成したリサイクル計画書を、詳細設計・実施設計の発注図書に添付する。</u></p>	<p>(全文削除)</p>	<p>様式1を廃止しても建設リサイクルへの影響が少ないと考えられることから、提出書類を簡素化するため。</p>

現行	改正後	改正理由等
<p>第3章 詳細設計・実施設計段階の計画 (詳細設計・実施設計段階での総合配慮)</p> <p>第7条 工事の詳細設計・実施設計にあたっては、建設副産物の発生抑制、リサイクルの推進、リサイクル資材の利用促進等を総合的に勘案して進めなければならない。</p>	<p>第3章 詳細設計・実施設計段階の計画 (詳細設計・実施設計段階での総合配慮)</p> <p>第6条 設計受注者は、工事の詳細設計・実施設計に当たり建設副産物の発生抑制、リサイクルの推進、リサイクル資材の利用促進等を総合的に勘案して進めなければならない。</p>	<p>主語を明確にするため。</p>
<p>(発生土、受入土についての調整)</p> <p>第8条 詳細設計・実施設計の設計受注者は、工事期間が定まっているものにあつては、受注後できるだけ早期に、また、工事期間の定まっていない場合は、成果物の納入時期までに、ボーリング調査、現地調査及び設計の検討から、建設技術情報交換ネットワークに載せるため、別表1に定められた事項について発生土及び受入土の情報を整理し発注者に提出しなければならない。</p> <p>なお、工区を区分して工事が実施されることが想定される場合は、発注者と相談の上、工区単位の発生土及び受入土の情報を提出しなければならない。</p> <p>2 発注者はその情報を基に、建設技術情報交換ネットワークに登録し、できるだけ工事間の発生土の流用について調整を行い、積算に反映させるようにしなければならない。</p>	<p>(発生土、受入土についての調整)</p> <p>第7条 発生土及び受入土の情報を建設発生土情報交換システムに載せるため、詳細設計・実施設計の設計受注者は、工事期間が定まっている場合は、受注後できるだけ早期に、また、工事期間の定まっていない場合は、成果物の納入時期までに、ボーリング調査、現地調査及び設計の内容から、別表1に定められた事項を整理し発注者に提出しなければならない。</p> <p>なお、工区を区分して工事が実施されることが想定される場合は、発注者と相談の上、工区単位の発生土及び受入土の情報を提出しなければならない。</p> <p>2 発注者はその情報を基に、建設発生土情報交換システムに登録し、できるだけ工事間の発生土の流用について調整を行い、積算に反映させるようにしなければならない。</p>	<p>使用するシステムが建設発生土情報交換システムに変更されているため。 語句の修正。</p>
<p><u>(詳細設計・実施設計段階のリサイクル計画書の作成)</u></p> <p>第9条 <u>詳細設計・実施設計の設計受注者はリサイクル計画書(詳細設計・実施設計)(様式2)を作成し、発注者の承諾を得なければならない。</u></p>	<p>(全文削除)</p>	<p>様式2を廃止しても建設リサイクルへの影響が少ないと考えられることから、提出書類を簡素化するため。</p>
<p>第4章 積算段階の計画 (積算段階の配慮等)</p> <p>第10条 発注者は、リサイクル原則化ルール、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「愛知県あいくる材率先利用方針」及びこの要綱の趣旨に従って積算しなければならない。</p>	<p>第4章 積算段階の計画 (積算段階の配慮等)</p> <p>第8条 発注者は、リサイクル原則化ルール、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「愛知県あいくる材率先利用方針」及びこの要綱の趣旨に従って積算しなければならない。</p>	<p>語句の修正。</p>
<p><u>(積算段階のリサイクル計画書の作成)</u></p> <p>第11条 <u>発注者は、積算結果に基づいてリサイクル計画書(積算段階)(様式3)を作成しなければならない。</u></p>	<p>(全文削除)</p>	<p>様式3を廃止しても建設リサイクルへの影響が少ないと考えられることから、提出書類を簡素化するため。</p>
<p>(リサイクル阻害要因説明書の作成)</p> <p>第12条 発注者は、前条のリサイクル計画書の内容が、別表2の事項に該当するときは積算段階のリサイクル阻害要因説明書(様式4)を作成しなければならない。</p> <p>2 発注者は前項のリサイクル阻害要因説明書を作成した場合は、建設企画課再生建設資材グループ及び土木技術グループへ、速やかに送付しなければならない。</p>	<p>(リサイクル阻害要因説明書の作成)</p> <p>第9条 発注者は、積算の内容が、別表2の事項に該当するときは積算段階のリサイクル阻害要因説明書(様式4)を作成しなければならない。</p> <p>2 発注者は前項のリサイクル阻害要因説明書を作成した場合は、建設部建設企画課再生建設資材グループへ、速やかに送付しなければならない。</p>	<p>様式3を廃止したため。 提出先を再生建設資材グループのみにするため。</p>

現行	改正後	改正理由等
<p>第5章 施工段階の取扱い方針 (請負者及び監理受注者の遵守責務)</p> <p>第13条 請負者及び監理受注者は、資材の調達及び建設副産物の処理に<u>あ</u>たって、この要綱によるほか、次の法令等を遵守しなければならない。</p> <p>一 資源の有効な利用の促進に関する法律 二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 四 建設副産物適正処理推進要綱 五 愛知県あいくる材率先利用方針 六 工事の<u>施工</u>場所が名古屋市の区域にあつては「名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例」及び「名古屋市産業廃棄物処理指導要綱」、<u>豊田市の区域にあつては「豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例」</u>、豊橋市の区域にあつては「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」(以下「県条例」という。)及び「豊橋市産業廃棄物適正処理指導要綱」、岡崎市の区域にあつては「県条例」及び「岡崎市産業廃棄物適正処理指導要綱」、それら以外の愛知県の区域にあつては「県条例」及び「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」</p>	<p>第5章 施工段階の取扱い方針 (請負者及び監理受注者の遵守責務)</p> <p>第10条 請負者及び監理受注者は、資材の調達及び建設副産物の処理に<u>当</u>たって、この要綱によるほか、次の法令等を遵守しなければならない。</p> <p>一 資源の有効な利用の促進に関する法律 二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 四 建設副産物適正処理推進要綱 五 愛知県あいくる材率先利用方針 六 工事場所が名古屋市の区域にあつては「名古屋市産業廃棄物等の正な処理及び資源化の促進に関する条例」及び「名古屋市産業廃棄物処理指導要綱」、豊橋市の区域にあつては「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」(以下「県条例」という。)及び「豊橋市産業廃棄物適正処理指導要綱」、岡崎市の区域にあつては「県条例」及び「岡崎市産業廃棄物適正処理指導要綱」、<u>豊田市の区域にあつては「豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例」</u>、それら以外の愛知県の区域にあつては「県条例」及び「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」</p>	<p>語句の修正。</p>
<p>(請負者の全体把握)</p> <p>第14条 請負者は、当該工事で発生するすべての建設副産物について、自らの責任で処理又は処分を行い、その状況を把握しなければならない。</p>	<p>(請負者の全体把握)</p> <p>第11条 請負者は、当該工事で発生するすべての建設副産物について、自らの責任で処理又は処分を行い、その状況を把握しなければならない。</p>	<p>改正なし。</p>
<p>(資材搬入の注意事項)</p> <p>第15条 請負者は、資材搬入に対して、協力業者も含めて次の事項について配慮しなければならない。</p> <p>一 現場への資材の搬入量が過大にならないよう努める。 二 造作材、型枠などの工場加工、ボード類の実寸搬入(プレカット)などにより、現場加工の低減に努める。 三 現場への資材搬入は、できる<u>限り</u>パレット、ラック、コンテナを利用し、<u>梱</u>包状態での搬入を避けるよう努める。 四 養生材、<u>梱</u>包材はできる<u>限り</u>簡素化し、再利用できるものを使用するよう努める。</p>	<p>(資材搬入の注意事項)</p> <p>第12条 請負者は、資材搬入に対して、協力業者も含めて次の事項について配慮しなければならない。</p> <p>一 現場への資材の搬入量が過大にならないよう努める<u>こと</u>。 二 造作材、型枠などの工場加工、ボード類の実寸搬入(プレカット)などにより、現場加工の低減に努める<u>こと</u>。 三 現場への資材搬入は、できる<u>だけ</u>パレット、ラック、コンテナを利用し、<u>こん</u>包状態での搬入を避けるよう努める<u>こと</u>。 四 養生材、<u>こん</u>包材はできる<u>だけ</u>簡素化し、再利用できるものを使用するよう努める<u>こと</u>。</p>	<p>語句の修正。 語句の修正。</p>
<p>(建設廃棄物の分別収集)</p> <p>第16条 請負者は、協力業者が排出するものも含めて、できるだけ別表3の区分により分別収集するように努め<u>る</u>。ただし、現場条件により、分別収集が困難な場合は、中間処理施設に搬入し、分別、再資源化に努め<u>る</u>。なお、コンクリート、アスファルト、木材については必ず分別し、再資源化しなければならない。</p>	<p>(建設廃棄物の分別収集)</p> <p>第13条 請負者は、協力業者が排出するものも含めて、できるだけ別表3の区分により分別収集するように努め<u>なければならない</u>。ただし、現場条件により、分別収集が困難な場合は、中間処理施設に搬入し、分別、再資源化に努め<u>なければならない</u>。なお、コンクリート、アスファルト、木材については必ず分別し、再資源化しなければならない。</p>	<p>語句の修正。</p>

現行	改正後	改正理由等
<p>(工事現場の廃棄物保管施設の構造基準等)</p> <p>第17条 請負者は、工事現場に廃棄物保管施設を設置する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定を遵守するほか以下の事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 現場の敷地の周囲にはみだりに人が立ち入ることを防止することのできる囲いを全周に設け、現場の敷地の出入口には、施錠できる門扉が設けられていること。</p> <p>二 廃棄物保管場所の見易い箇所に「産業廃棄物の保管施設」であること、及び施設設置者名、産業廃棄物の種類、管理者名、連絡先を表示する立て札その他の設備が設けられていること。</p> <p>三 保管した廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに、悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。</p> <p>四 分別収集した廃棄物の種類ごとにコンテナ等の容器を設け、容器ごとに廃棄物の種類を明示すること。</p> <p>五 火災を防止するため、消火器その他消火設備が設けられていること。</p> <p>六 工事現場での保管は極力短期間とする。</p>	<p>(工事現場の廃棄物保管施設の構造基準等)</p> <p>第14条 請負者は、工事現場に廃棄物保管施設を設置する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定を遵守するほか以下の事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 現場の敷地の周囲にはみだりに人が立ち入ることを防止することのできる囲いを全周に設け、現場の敷地の出入口には、施錠できる門扉が設けられていること。</p> <p>二 廃棄物保管場所の見やすい箇所に「産業廃棄物の保管施設」であること、及び施設設置者名、産業廃棄物の種類、管理者名、連絡先を表示する立札その他の設備が設けられていること。</p> <p>三 保管した廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに、悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。</p> <p>四 分別収集した廃棄物の種類ごとにコンテナ等の容器を設け、容器ごとに廃棄物の種類を明示すること。</p> <p>五 火災を防止するため、消火器その他消火設備が設けられていること。</p> <p>六 工事現場での保管は極力短期間とする<u>こと</u>。</p>	<p>語句の修正。</p> <p>語句の修正。</p>

現行	改正後	改正理由等
<p>(<u>施工計画書への書類添付と完了時での実績書添付</u>)</p> <p>第18条 請負者は<u>施工計画書に添えて</u>次の計画書等を発注者に提出しなければならない。また、完了時にはそれぞれの計画書について実績数字に置き換えた実施書を提出しなければならない。</p> <p>一 再生資源利用計画書(実施書) (CREDAS <u>打ち出し</u>様式1) 再生資源利用計画書(実施書)は、請負金額100万円以上のすべての工事で作成する。</p> <p>二 再生資源利用促進計画書(実施書) (CREDAS <u>打ち出し</u>様式2) 再生資源利用促進計画書(実施書)は、請負金額100万円以上のすべての工事で作成する。</p> <p><u>三 建設廃棄物処理計画書(実施書)(様式7)</u> <u>下記品目について排出物のある場合作成することとするが、無い場合であっても、無い旨を証するため、様式にその旨を記入して添付することとする。</u></p> <p><u>①コンクリート塊</u> <u>⑦金属屑</u> <u>②アスファルトコンクリート塊</u> <u>⑧ガラス・陶磁器屑</u> <u>③建設汚泥</u> <u>⑨紙屑</u> <u>④建設発生木材</u> <u>⑩繊維屑</u> <u>⑤建設混合廃棄物</u> <u>⑪その他の産業廃棄物</u> <u>⑥廃プラスチック類</u> <u>⑫一般廃棄物</u></p> <p><u>四</u> あいくる材使用状況報告書(様式8) (完了時のみ提出。) <u>五</u> あいくる材使用実績集約表(様式9) (完了時のみ提出。) <u>六</u> 建設発生土受入地の関係法令に基づく許可証(民間受入地の場合に限る。)の写し <u>七</u> 収集運搬、処理業者の許可証の写し <u>八</u> 廃棄物処理委託契約書の写し 請負者が収集運搬業者及び処分業者と契約したもの。 <u>九</u> 運搬ルート図</p>	<p>(<u>工事着手前と完了時の書類提出</u>)</p> <p>第15条 請負者は<u>現場で生じる建設廃棄物の処理に関する計画を策定し、工事着手前に</u>次の計画書等を発注者に提出しなければならない。また、完了時にはそれぞれの計画書について実績数字に置き換えた実施書を提出しなければならない。<u>なお、工事着手前に提出する計画書等は、施工計画書に含め提出することができる。</u></p> <p>一 再生資源利用計画書(実施書) (CREDAS 様式1) 再生資源利用計画書(実施書)は、請負金額100万円以上のすべての工事で作成する。</p> <p>二 再生資源利用促進計画書(実施書) (CREDAS 様式2) 再生資源利用促進計画書(実施書)は、請負金額100万円以上のすべての工事で作成する。</p> <p><u>三</u> あいくる材使用状況報告書(様式8) (完了時のみ提出。) <u>四</u> あいくる材使用実績集約表(様式9) (完了時のみ提出。) <u>五</u> 建設発生土受入地の関係法令に基づく許可証(民間受入地の場合に限る。)の写し <u>六</u> 収集運搬、処理業者の許可証の写し <u>請負者が契約した収集運搬業者及び処分業者のもの。</u> <u>七</u> 廃棄物処理委託契約書の写し 請負者が収集運搬業者及び処分業者と契約したもの。 <u>八 請負者が契約した処分場までの運搬ルート図</u> <u>九 土木工事におけるマニフェスト管理台帳又は建築工事におけるマニフェスト集計表(いずれかを完了時のみ提出。)</u></p> <p><u>2 前項第一号及び第二号の計画書(実施書)については、個々の実態に基づいて、求められている単位に換算して記入するものとする。ただし、実態値がない場合は別表4の値を参考に換算して記入するものとする。</u></p> <p><u>3 発注者は、第1項で提出された再生資源利用計画書(実施書)、再生資源利用促進計画書(実施書)、あいくる材使用状況報告書及びあいくる材使用実績集約表の記入漏れや誤記などがないことを確認するものとする。</u></p>	<p>提出書類を簡素化するため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙と電子データの重複提出を廃止(第16条関係) ・様式7を廃止し、請負者の建設廃棄物の処理に関する計画は、二、五、六、七、八の書類で確認する ・許可証の写しを提出する範囲を限定 <p>記入漏れ、誤記のチェックに関する規定を旧第19条から移動</p>

現行	改正後	改正理由等
<p>(リサイクル状況の集約への協力)</p> <p>第19条 請負者は、リサイクル状況の集約を容易にするため、<u>完了時に提出する</u>再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書については、CREDAS 入力システムにより<u>入力した</u>電子データと<u>打ち出し様式の2種類</u>で提出するものとする。</p> <p>なお、請負者は国土交通省のホームページから CREDAS 入力システムをダウンロードして作成するものとする。</p> <p><u>ホームページアドレス</u> http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/index.htm</p> <p>2 請負者は、<u>あいくる材の使用状況を集約するため、完了時に</u>あいくる材使用状況報告書(様式8)とあいくる材使用実績集約表(様式9)に関しては、電子データと<u>打ち出し様式の2種類</u>で提出するものとする。</p> <p>3 前2項で提出された再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書、あいくる材使用状況報告書<u>あいくる材使用実績集約表は、必ず、発注者が、記入漏れ、誤記などをチェックした上、</u>地方機関の<u>実施</u>する工事にあつては、地方機関単位で集計し、本庁各課が<u>実施</u>する工事に<u>関しては</u>、それぞれの課で集計し、<u>それぞれについて</u>各部庁の主管課が取りまとめて建設企画課再生建設資材グループ<u>または土木技術グループ</u>に提出するものとする。</p> <p>4 前項の提出は、原則として、<u>年1回行うこととし、毎年4月15日までに</u>前年度分をまとめて行うこととする。<u>ただし、建設企画課再生建設資材グループまたは土木技術グループから別途、提出依頼がある場合はこの</u>依頼に基づき提出することとする。</p> <p>5 建設企画課再生建設資材グループは、前項の提出されたものを集計し、必要に応じて公表することとする。</p>	<p>(リサイクル状況の集約への協力)</p> <p>第16条 <u>リサイクル状況の集約を容易にするため、請負者は、</u>再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を CREDAS 入力システムにより <u>作成</u>し、電子データで提出するものとする。</p> <p>なお、請負者は、<u>国土交通省のホームページから CREDAS 入力システムをダウンロードして使用</u>するものとする。</p> <p>2 <u>あいくる材の使用状況を集約するため、</u>請負者は、あいくる材使用状況報告書とあいくる材使用実績集約表を<u>あいくるのホームページからダウンロードした電子データを用いて作成し、</u>電子データで提出するものとする。</p> <p>3 前2項で提出された再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書、あいくる材使用状況報告書<u>及び</u>あいくる材使用実績集約表は、地方機関の<u>施行</u>する工事にあつては、地方機関単位で集計し、本庁各課が<u>施行</u>する工事に<u>あつては</u>、それぞれの課で集計し、各部庁の主管課が取りまとめて<u>建設部</u>建設企画課再生建設資材グループに提出するものとする。</p> <p>4 前項の提出は、原則として、<u>毎年4月末日を目安</u>に前年度分をまとめて行うこととする。<u>具体的には、建設部</u>建設企画課再生建設資材グループからの提出依頼に基づき提出することとする。</p> <p>5 <u>建設部</u>建設企画課再生建設資材グループは、前項<u>により</u>提出されたものを集計し、必要に応じて公表することとする。</p>	<p>紙と電子データの重複提出を廃止ため。</p> <p>提出日を固定せず、提出依頼に基づくこととするため。</p> <p>語句の修正。</p>
<p>(マニフェストシステムの実施)</p> <p>第20条 請負者は、建設廃棄物の運搬及び処分に<u>あ</u>たつて、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定を遵守し、マニフェストシステムによる<u>伝票</u>処理を行うこととする。</p>	<p>(マニフェスト制度の実施)</p> <p>第17条 請負者は、建設廃棄物の運搬及び処分に<u>当</u>たつて、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定を遵守し、マニフェスト制度による<u>産業廃棄物管理票(マニフェスト)</u>の処理を行うこととする。</p>	<p>語句の修正。</p>
<p>第6章 検査時の対応 (検査員の役割)</p> <p>第21条 検査員は、<u>この実施要綱により検査時に</u>建設廃棄物の処理が適正に進められていること<u>及び書類が適切に作成されていることを</u>検査することとする。</p>	<p>第6章 検査時の対応 (<u>発注者及び</u>検査員の役割)</p> <p>第18条 <u>工事の設計段階において発注者は、第5条及び第6条に規定する総合配慮に基づいて設計業務の成果物が作成されていることを確認することとする。</u></p> <p><u>2 工事の施工段階において発注者は、建設廃棄物の処理が適正に進められ第15条に規定する書類が作成されていることを確認することとする。</u></p> <p><u>3 前2項の確認の他、検査員は、建設廃棄物の処理が適正に進められていることを検査時に確認することとする。</u></p>	<p>検査員の役割を明確化する。</p>
<p>第7章 その他 (実施要綱の管理)</p> <p>第22条 この実施要綱について疑義が生じた場合、変更の必要が生じた場合については、再生建設資材グループが対応する。</p>	<p>第7章 その他 (実施要綱の管理)</p> <p>第19条 この実施要綱について疑義が生じた場合、変更の必要が生じた場合については、<u>建設部</u>建設企画課再生建設資材グループが対応する。</p>	<p>語句の修正。</p>

現行	改正後	改正理由等
<p>附則 この実施要綱は平成13年 4月 1日より実施する。 <u>附則</u> この実施要綱は平成15年 4月 1日より実施する。 <u>附則</u> この実施要綱は平成16年 9月22日より実施する。 <u>附則</u> この実施要綱は平成20年 2月13日より実施する。 <u>附則</u> この実施要綱は平成20年 4月 1日より実施する。 <u>附則</u> この実施要綱は平成21年 4月 1日より実施する。 <u>附則</u> この実施要綱は平成22年 4月 1日より実施する。 <u>附則</u> この実施要綱は平成24年 4月 1日より実施する。</p>	<p>附則 この実施要綱は平成13年 4月 1日より実施する。 この実施要綱は平成15年 4月 1日より実施する。 この実施要綱は平成16年 9月22日より実施する。 この実施要綱は平成20年 2月13日より実施する。 この実施要綱は平成20年 4月 1日より実施する。 この実施要綱は平成21年 4月 1日より実施する。 この実施要綱は平成22年 4月 1日より実施する。 この実施要綱は平成24年 4月 1日より実施する。 <u>この実施要綱は平成29年 4月 1日より実施する。</u></p>	<p>語句の修正。</p>
<p>別表1 発生土及び受入土についての諸元 1 工事場所 2 工事の種類 3 工事名 4 搬出、搬入の別 5 搬入予定量、搬出予定量 6 搬入の場合の使用目的 ①路床土 ②路体、築堤盛土 ③埋め立て土 ④その他 7 搬出の場合の発生土情報 ①砂、<u>レキ</u>質土 ②岩 ③粘性土 ④泥土 ⑤その他 8 発生時期の予定 9 工程調整のための仮置<u>き</u>場の有無</p>	<p>別表1 発生土及び受入土についての諸元 1 工事場所 2 工事の種類 3 工事名 4 搬出、搬入の別 5 搬入予定量、搬出予定量 6 搬入の場合の使用目的 ①路床土 ②路体、築堤盛土 ③埋立て土 ④その他 7 搬出の場合の発生土情報 ①砂、<u>礫</u>質土 ②岩 ③粘性土 ④泥土 ⑤その他 8 発生時期の予定 9 工程調整のための仮置場の有無</p>	<p>語句の修正。</p>

現行	改正後	改正理由等
<p>別表2</p> <p>リサイクル阻害要因説明書を作成する場合の基準</p> <p>1 300 m³以上の建設発生土を自由処分<u>また</u>は最終処分する場合</p> <p>2 建設汚泥及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合</p> <p>3 土砂等利用工事において購入材（新材）を使用する場合</p> <p>4 碎石の使用工事において新材を使用する場合（仮設工事及び建築工事における建築物・擁壁の直接基礎は除外する。）</p> <p>5 アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合（ただし、<u>D交通の表層、低騒音舗装</u>等の再生品を使用できないものは除外する。）</p> <p>6 本ガイドラインで現場<u>又</u>は再資源化施設での資源化又は再生資源の現場での利用となっている物品について、焼却又は最終処分を行う場合</p> <p>7 現場内で分別が行えない場合</p>	<p>別表2</p> <p>リサイクル阻害要因説明書を作成する場合の基準</p> <p>1 300 m³以上の建設発生土を自由処分<u>又</u>は最終処分する場合</p> <p>2 建設汚泥及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合</p> <p>3 土砂等利用工事において購入材（新材）を使用する場合</p> <p>4 碎石の使用工事において新材を使用する場合（<u>ただし、仮設工事、路盤工で供用する箇所及び再生材が飛散して周辺の土地利用に障害が発生するおそれがある箇所</u>は除外する。）</p> <p>5 アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合（ただし、<u>表層工、基層工に改質材を使用する場合</u>等の再生品を使用できないものは除外する。）</p> <p>6 本ガイドラインで現場<u>若しく</u>は再資源化施設での資源化又は再生資源の現場での利用となっている物品について、焼却又は最終処分を行う場合</p> <p>7 現場内で分別が行えない場合</p>	<p>1、6について 語句の修正。</p> <p>4について 現地土と混ざってしまった再生材の分離分別は困難であり、結果的に仮設物を撤去する際には多量の産業廃棄物が発生するため。また、異物、危険物の露出、水質障害のおそれから、再生材の使用箇所について慎重な取扱いをする必要があるため。なお、建築工事における建築物・擁壁の直接基礎は除外しない。</p> <p>5について 「道路構造の手引き 第4編 3.13.3 再生資材」において対象外工種となっているため。</p>

現行	改正後	改正理由等
<p>別表3 建設廃棄物の分別区分</p> <p>一 コンクリート塊（安定型産業廃棄物） 処理方針：再資源化施設に搬入する。</p> <p>二 アスファルトコンクリート塊（安定型産業廃棄物） 処理方針：再資源化施設に搬入する。</p> <p>三 木材（管理型産業廃棄物） 処理方針：再資源化施設に搬入する。</p> <p>四 金属屑（鉛製は管理型産業廃棄物、それ以外は安定型産業廃棄物） 処理方針：鉄筋屑、金属加工屑、ボルト類、電線、番線等是有価物として処分する。 有価物として処分できない場合は、できるだけ再資源化に努め、やむを得ないもののみ、適正処理を行う。 なお、鉛製の管、又は板、廃容器包装（*注1）は、他の金属と区分して収集し、管理型最終処分場で処分する。</p> <p>五 飲み物等の空き缶（安定型一般廃棄物） 処理方針：有価物として処分する。有価物として処分できない場合は、再資源化施設に搬入する。</p> <p>六 ダンボール等（管理型産業廃棄物） 処理方針：有価物として処分する。有価物として処分できない場合は、再資源化施設に搬入する。</p> <p>七 燃えるもの（管理型産業廃棄物） 処理方針：できるだけ再資源化に努める<u>こととするが</u>、できない場合は、焼却処理をする中間施設に搬入し減量化する。</p> <p>八 燃えない混合産業廃棄物（安定型産業廃棄物） 処理方針：それぞれ、再資源化に努めるものとする。 処分する場合、コンクリート屑、アスファルトコンクリート屑、モルタル屑、廃プラスチック類（廃容器包装を除く）、ガラス屑及び陶磁器屑、レンガ屑等の安定型産業廃棄物のみの混合廃棄物は、安定型最終処分場で処分できる。 しかし、管理型産業廃棄物の混じった混合産業廃棄物は管理型最終処分場で処分しなければならない。</p> <p>九 燃えない混合産業廃棄物（管理型産業廃棄物） 処理方針：それぞれ、再資源化に努める。 品目の例示：石こうボード、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。）、廃容器包装（注1）等</p> <p>十 生ゴミ、新聞雑誌等の生活ゴミ（一般廃棄物） 処理方針：食事の残渣、弁当がら、新聞雑誌等の一般廃棄物は、産業廃棄物とは別に収集し、地元市町村の分別収集に合わせて分別収集に努める。</p> <p>*注1：廃容器包装とは、固形状又は液状の物の容器又は包装であって廃棄物の処理及び清掃に関する法律別表第5の下欄に掲げる物質が混入又は付着した物。なお、有害な廃容器包装は遮断型産業廃棄物となる。</p>	<p>別表3 建設廃棄物の分別区分</p> <p>一 コンクリート塊（安定型産業廃棄物） 処理方針：再資源化施設に搬入する。</p> <p>二 アスファルトコンクリート塊（安定型産業廃棄物） 処理方針：再資源化施設に搬入する。</p> <p>三 木材（管理型産業廃棄物） 処理方針：再資源化施設に搬入する。</p> <p>四 金属屑<u>くず</u>（鉛製は管理型産業廃棄物、それ以外は安定型産業廃棄物） 処理方針：鉄筋屑<u>くず</u>、金属加工屑<u>くず</u>、ボルト類、電線、番線等是有価物として処分する。 有価物として処分できない場合は、できるだけ再資源化に努め、やむを得ないもののみ、適正処理を行う。 なお、鉛製の管、又は板、廃容器包装（*注1）は、他の金属と区分して収集し、管理型最終処分場で処分する。</p> <p>五 飲物等の空き缶（安定型一般廃棄物） 処理方針：有価物として処分する。 有価物として処分できない場合は、再資源化施設に搬入する。</p> <p>六 ダンボール等（管理型産業廃棄物） 処理方針：有価物として処分する。 有価物として処分できない場合は、再資源化施設に搬入する。</p> <p>七 燃えるもの（管理型産業廃棄物） 処理方針：できるだけ再資源化に努める<u>。</u> <u>再資源化</u>できない場合は、焼却処理をする中間施設に搬入し減量化する。</p> <p>八 燃えない混合産業廃棄物（安定型産業廃棄物） 処理方針：それぞれ、再資源化に努める。 処分する場合、コンクリート屑<u>くず</u>、アスファルトコンクリート屑<u>くず</u>、モルタル屑<u>くず</u>、廃プラスチック類（廃容器包装を除く）、ガラス屑<u>くず</u>及び陶磁器屑<u>くず</u>、レンガ屑<u>くず</u>等の安定型産業廃棄物のみの混合廃棄物は、安定型最終処分場で処分できる。 しかし、管理型産業廃棄物の混じった混合産業廃棄物は管理型最終処分場で処分しなければならない。</p> <p>九 燃えない混合産業廃棄物（管理型産業廃棄物） 処理方針：それぞれ、再資源化に努める。 品目の例示：石こうボード、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。）、廃容器包装（注1）等</p> <p>十 生ゴミ、新聞雑誌等の生活ゴミ（一般廃棄物） 処理方針：食事の残渣<u>さ</u>、弁当がら、新聞雑誌等の一般廃棄物は、産業廃棄物とは別に収集し、地元市町村の分別収集に合わせて分別収集に努める。</p> <p>*注1：廃容器包装とは、固形状又は液状の物の容器又は包装であって廃棄物の処理及び清掃に関する法律別表第5の下欄に掲げる物質が混入又は付着した物。なお、有害な廃容器包装は遮断型産業廃棄物となる。</p>	<p>語句の修正。</p>

現行	改正後					改正理由等
(様式7に換算係数の記載あり)	別表4 建設廃棄物の重量換算時の参考値					計画書（実施書）作成時の参考値を追加するため。
建設廃棄物の種類		重量換算係数^{※1} (t/m³)			運搬車両規模の算定用 密度^{※2} (t/m³)	
		荷積み状態		実体積による換算		
		建廃ガイドライン値	参考値	参考値		
建設汚泥	<u>1.2~1.6</u>	<u>1.4</u>	<u>1.4</u>	<u>1.10</u>	ー	
コンクリート塊	建設廃材	<u>1.8</u>	<u>2.35 (無筋)</u>			
アスファルトコンクリート塊	<u>1.6~1.8</u>	<u>1.8</u>	<u>2.35</u>	<u>1.48</u>	<u>1.7</u>	
建設発生木材	<u>0.4~0.7</u>	<u>0.5</u>	ー	<u>0.55</u>	<u>0.6</u>	
建設混合廃棄物	ー	ー	<u>0.24~0.30</u>	<u>0.26</u>	ー	
砕石	ー	ー	<u>2.0</u>	ー	ー	
廃プラスチック類	ー	ー	<u>1.1</u>	<u>0.35</u>	<u>0.4</u>	
廃塩化ビニル管・継手	ー	<u>200kg/m³</u> <u>管・パイプ</u>	ー	ー	ー	
廃石こうボード	ー	<u>0.65~0.8</u>	ー	ー	ー	
紙くず	ー	ー	<u>0.5</u>	<u>0.30</u>	ー	
アスベスト	ー	ー	<u>0.9</u>	<u>0.30</u>	ー	
金属くず	ー	ー	ー	ー	<u>1.5</u>	
ガラス・陶磁器くず	ー	ー	ー	ー	<u>1.2</u>	
※1 出典：国土交通省中部地方整備局資料						
※2 出典：愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱						
草刈りにおける面積あたりの重量換算時の参考値						
河川	<u>1.4 t / 1,000m²</u>					
道路	<u>0.74 t / 1,000m²</u>					

現行	改正後	改正理由等																																																																																													
<p>別添1 リサイクル計画書 (概略設計・予備設計・基本設計) 様式-1</p> <p>1. 工事概要</p> <table border="1" data-bbox="225 348 1205 462"> <tr><td>発注機関名</td><td></td></tr> <tr><td>工事名</td><td></td></tr> <tr><td>工事場所</td><td></td></tr> <tr><td>工事概要等</td><td></td></tr> <tr><td>工期(予定)</td><td></td></tr> </table> <p>2. 建設資材利用計画</p> <table border="1" data-bbox="225 495 1205 621"> <thead> <tr> <th>建設資材</th> <th>① 利用量</th> <th>② 現場内利用 可能量</th> <th>③ 再生材利用 可能量</th> <th>④ 新材利用 可能量</th> <th>⑤ 再生資源利用率 (②+③)/①×100</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>土 砂</td><td>地山m³</td><td>地山m³</td><td>地山m³</td><td>地山m³</td><td>%</td><td></td></tr> <tr><td>砕 石</td><td>トン</td><td>トン</td><td>トン</td><td>トン</td><td>%</td><td></td></tr> <tr><td>アスファルト混合物</td><td>トン</td><td>トン</td><td>トン</td><td>トン</td><td>%</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>トン</td><td>トン</td><td>トン</td><td>トン</td><td>%</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※表下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。</p> <p>3. 建設副産物搬出計画</p> <table border="1" data-bbox="225 680 1205 865"> <thead> <tr> <th>建設副産物の種類</th> <th>⑥ 発生量</th> <th>⑦ 現場内利用 可能量</th> <th>⑧ 他工事への 搬出可能量</th> <th>⑨ 再資源化施設 への搬出可能量</th> <th>⑩ 最終処分量</th> <th>⑪ 現場内利用率 (⑦/⑥×100)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>建設発生土</td><td>地山m³</td><td>地山m³</td><td>地山m³</td><td>地山m³</td><td>地山m³</td><td>%</td><td></td></tr> <tr><td>コンクリート塊</td><td>トン</td><td>トン</td><td>トン</td><td>トン</td><td>トン</td><td>%</td><td></td></tr> <tr><td>アスファルト・コンクリート塊</td><td>トン</td><td>トン</td><td>トン</td><td>トン</td><td>トン</td><td>%</td><td></td></tr> <tr><td>建設汚泥</td><td>トン</td><td>トン</td><td>トン</td><td>トン</td><td>トン</td><td>%</td><td></td></tr> <tr><td>取りこわし建物</td><td>件</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※地図、航空写真、踏査等から検討する。 ※利用可能量等は、現時点で算出可能なものとする。 ※建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。</p>	発注機関名		工事名		工事場所		工事概要等		工期(予定)		建設資材	① 利用量	② 現場内利用 可能量	③ 再生材利用 可能量	④ 新材利用 可能量	⑤ 再生資源利用率 (②+③)/①×100	備考	土 砂	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%		砕 石	トン	トン	トン	トン	%		アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%			トン	トン	トン	トン	%		建設副産物の種類	⑥ 発生量	⑦ 現場内利用 可能量	⑧ 他工事への 搬出可能量	⑨ 再資源化施設 への搬出可能量	⑩ 最終処分量	⑪ 現場内利用率 (⑦/⑥×100)	備考	建設発生土	地山m ³	%		コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%		アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%		建設汚泥	トン	トン	トン	トン	トン	%		取りこわし建物	件							<p>様式廃止</p>	<p>様式1を廃止しても建設リサイクルへの影響が少ないと考えられることから、提出書類を簡素化するため。</p>				
発注機関名																																																																																															
工事名																																																																																															
工事場所																																																																																															
工事概要等																																																																																															
工期(予定)																																																																																															
建設資材	① 利用量	② 現場内利用 可能量	③ 再生材利用 可能量	④ 新材利用 可能量	⑤ 再生資源利用率 (②+③)/①×100	備考																																																																																									
土 砂	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%																																																																																										
砕 石	トン	トン	トン	トン	%																																																																																										
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%																																																																																										
	トン	トン	トン	トン	%																																																																																										
建設副産物の種類	⑥ 発生量	⑦ 現場内利用 可能量	⑧ 他工事への 搬出可能量	⑨ 再資源化施設 への搬出可能量	⑩ 最終処分量	⑪ 現場内利用率 (⑦/⑥×100)	備考																																																																																								
建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%																																																																																									
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%																																																																																									
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%																																																																																									
建設汚泥	トン	トン	トン	トン	トン	%																																																																																									
取りこわし建物	件																																																																																														

現行	改正後	改正理由等																																																																																																																																					
<p style="text-align: center;">別添2 リサイクル計画書（詳細設計・実施設計） 様式-2</p> <p>1. 設計概要</p> <table border="1" data-bbox="201 342 1225 443"> <tr><td>発注機関名</td><td></td></tr> <tr><td>工事名</td><td></td></tr> <tr><td>工事場所</td><td></td></tr> <tr><td>工事概要等</td><td></td></tr> <tr><td>工期（予定）</td><td></td></tr> </table> <p>2. 建設資材利用計画</p> <table border="1" data-bbox="201 478 1225 596"> <thead> <tr> <th>建設資材</th> <th>① 利用量</th> <th>② 現場内利用可能量</th> <th>③ 再生材利用可能量</th> <th>④ 新材利用可能量</th> <th>⑤ 再生資源利用率 (②+③)/①×100</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>土 砂</td><td>㎥</td><td>㎥</td><td>㎥</td><td>㎥</td><td>%</td><td></td></tr> <tr><td>砕 石</td><td>トン</td><td>トン</td><td>トン</td><td>トン</td><td>%</td><td></td></tr> <tr><td>アスファルト混合物</td><td>トン</td><td>トン</td><td>トン</td><td>トン</td><td>%</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>トン</td><td>トン</td><td>トン</td><td>トン</td><td>%</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。</p> <p>3. 建設副産物搬出計画</p> <table border="1" data-bbox="201 653 1225 890"> <thead> <tr> <th>建設副産物の種類</th> <th>⑥ 発生量</th> <th>⑦ 現場内利用可能量</th> <th>⑧ 他工事への搬出可能量</th> <th>⑨ 再資源化施設への搬出可能量</th> <th>⑩ 最終処分量</th> <th>⑪ 現場内利用率 (⑦/⑥×100)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>建設発生土 第1種建設発生土</td><td>㎥</td><td>㎥</td><td>㎥</td><td>㎥</td><td>㎥</td><td>%</td><td></td></tr> <tr><td>建設発生土 第2種建設発生土</td><td>㎥</td><td>㎥</td><td>㎥</td><td>㎥</td><td>㎥</td><td>%</td><td></td></tr> <tr><td>建設発生土 第3種建設発生土</td><td>㎥</td><td>㎥</td><td>㎥</td><td>㎥</td><td>㎥</td><td>%</td><td></td></tr> <tr><td>建設発生土 第4種建設発生土</td><td>㎥</td><td>㎥</td><td>㎥</td><td>㎥</td><td>㎥</td><td>%</td><td></td></tr> <tr><td>泥土（浚渫土）</td><td>㎥</td><td>㎥</td><td>㎥</td><td>㎥</td><td>㎥</td><td>%</td><td></td></tr> <tr><td>合計</td><td>㎥</td><td>㎥</td><td>㎥</td><td>㎥</td><td>㎥</td><td>%</td><td></td></tr> <tr><td>コンクリート塊</td><td>トン</td><td>トン</td><td>トン</td><td>トン</td><td>トン</td><td>%</td><td></td></tr> <tr><td>アスファルト・コンクリート塊</td><td>トン</td><td>トン</td><td>トン</td><td>トン</td><td>トン</td><td>%</td><td></td></tr> <tr><td>建設発生木材</td><td>トン</td><td>トン</td><td>トン</td><td>トン</td><td>トン</td><td>%</td><td></td></tr> <tr><td>建設汚泥</td><td>トン</td><td>トン</td><td>トン</td><td>トン</td><td>トン</td><td>%</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※建設発生土の区分（既存資料から判断するものとする）</p> <p>①第1種建設発生土…砂、礫及びこれらに準ずるもの。 ④第4種建設発生土…粘性土及びこれらに準ずるもの。（第3種建設発生土を除く）</p> <p>②第2種建設発生土…砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。 ⑤泥土（浚渫土）…浚渫土のうち概ねqc2以下のもの。</p> <p>③第3種建設発生土…通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。</p> <p>※建設発生木材の中には、伏聞除根材及び剪定材を含む。</p> <p>※利用・搬出可能量は、現時点で算出可能なものを記載する。</p> <p>※建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。</p>	発注機関名		工事名		工事場所		工事概要等		工期（予定）		建設資材	① 利用量	② 現場内利用可能量	③ 再生材利用可能量	④ 新材利用可能量	⑤ 再生資源利用率 (②+③)/①×100	備考	土 砂	㎥	㎥	㎥	㎥	%		砕 石	トン	トン	トン	トン	%		アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%			トン	トン	トン	トン	%		建設副産物の種類	⑥ 発生量	⑦ 現場内利用可能量	⑧ 他工事への搬出可能量	⑨ 再資源化施設への搬出可能量	⑩ 最終処分量	⑪ 現場内利用率 (⑦/⑥×100)	備考	建設発生土 第1種建設発生土	㎥	㎥	㎥	㎥	㎥	%		建設発生土 第2種建設発生土	㎥	㎥	㎥	㎥	㎥	%		建設発生土 第3種建設発生土	㎥	㎥	㎥	㎥	㎥	%		建設発生土 第4種建設発生土	㎥	㎥	㎥	㎥	㎥	%		泥土（浚渫土）	㎥	㎥	㎥	㎥	㎥	%		合計	㎥	㎥	㎥	㎥	㎥	%		コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%		アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%		建設発生木材	トン	トン	トン	トン	トン	%		建設汚泥	トン	トン	トン	トン	トン	%		<p>様式廃止</p>	<p>様式2を廃止しても建設リサイクルへの影響が少ないと考えられることから、提出書類を簡素化するため。</p>
発注機関名																																																																																																																																							
工事名																																																																																																																																							
工事場所																																																																																																																																							
工事概要等																																																																																																																																							
工期（予定）																																																																																																																																							
建設資材	① 利用量	② 現場内利用可能量	③ 再生材利用可能量	④ 新材利用可能量	⑤ 再生資源利用率 (②+③)/①×100	備考																																																																																																																																	
土 砂	㎥	㎥	㎥	㎥	%																																																																																																																																		
砕 石	トン	トン	トン	トン	%																																																																																																																																		
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%																																																																																																																																		
	トン	トン	トン	トン	%																																																																																																																																		
建設副産物の種類	⑥ 発生量	⑦ 現場内利用可能量	⑧ 他工事への搬出可能量	⑨ 再資源化施設への搬出可能量	⑩ 最終処分量	⑪ 現場内利用率 (⑦/⑥×100)	備考																																																																																																																																
建設発生土 第1種建設発生土	㎥	㎥	㎥	㎥	㎥	%																																																																																																																																	
建設発生土 第2種建設発生土	㎥	㎥	㎥	㎥	㎥	%																																																																																																																																	
建設発生土 第3種建設発生土	㎥	㎥	㎥	㎥	㎥	%																																																																																																																																	
建設発生土 第4種建設発生土	㎥	㎥	㎥	㎥	㎥	%																																																																																																																																	
泥土（浚渫土）	㎥	㎥	㎥	㎥	㎥	%																																																																																																																																	
合計	㎥	㎥	㎥	㎥	㎥	%																																																																																																																																	
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%																																																																																																																																	
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%																																																																																																																																	
建設発生木材	トン	トン	トン	トン	トン	%																																																																																																																																	
建設汚泥	トン	トン	トン	トン	トン	%																																																																																																																																	

現行	改正後	改正理由等																																																																																																																																												
<p style="text-align: center;">リサイクル阻害要因説明書(積算段階) 様式4</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">発注機関名</td><td></td></tr> <tr><td>工事名</td><td></td></tr> <tr><td>工事概要</td><td></td></tr> </table> <p>I. 建設資材利用計画</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">再生資源利用率の目標値(100%) を達成できない理由</td> <td style="width: 20%;">土 砂 (%) [%]</td> <td style="width: 20%;">砕 石 (%) [%]</td> <td style="width: 20%;">アスファルト混合物 (%) [%]</td> </tr> <tr><td>再生材の供給場所がない</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>再生材の規格が仕様に適合しない</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他(下のます内に記入)</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>その他</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> <p>II. 建設副産物搬出計画・実績</p> <p>1. 建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">目標値を達成できない理由</td> <td style="width: 20%;">建設発生土 (%) [%]</td> <td style="width: 20%;">コンクリート塊 (%) [%]</td> <td style="width: 20%;">アスファルト・コンクリート塊 (%) [%]</td> </tr> <tr><td>他に利用できる現場がない</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>再利用できる現場の要求する規格に適合しない</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>有害物質が混入している</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>再資源化施設がない</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他(下のます内に記入)</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>その他</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> <p>2. 建設汚泥、建設発生木材、建設混合廃棄物</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">目標値を達成できない理由</td> <td style="width: 20%;">建設汚泥 (%) [%]</td> <td style="width: 20%;">建設発生木材 (%) [%]</td> <td style="width: 20%;">建設混合廃棄物 (%) [%]</td> </tr> <tr><td>他に利用できる現場がない</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>再利用できる現場の要求する規格に適合しない</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>有害物質が混入している</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>再資源化施設がない</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他(下のます内に記入)</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>その他</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> <p>注) それぞれの品目で再生資源利用率、再生資源化率及び再資源化・縮減率がそれぞれの目標値に達しない場合(建設混合廃棄物については、再資源化・縮減率が0%の場合)は、該当品目の理由の欄に○印をつける。 理由の欄に該当するものがない場合には、[その他]の欄に○印をつけ、下のます欄に具体的に記入する。</p>	発注機関名		工事名		工事概要		再生資源利用率の目標値(100%) を達成できない理由	土 砂 (%) [%]	砕 石 (%) [%]	アスファルト混合物 (%) [%]	再生材の供給場所がない				再生材の規格が仕様に適合しない				その他(下のます内に記入)				目標値を達成できない理由	建設発生土 (%) [%]	コンクリート塊 (%) [%]	アスファルト・コンクリート塊 (%) [%]	他に利用できる現場がない				再利用できる現場の要求する規格に適合しない				有害物質が混入している				再資源化施設がない				その他(下のます内に記入)				目標値を達成できない理由	建設汚泥 (%) [%]	建設発生木材 (%) [%]	建設混合廃棄物 (%) [%]	他に利用できる現場がない				再利用できる現場の要求する規格に適合しない				有害物質が混入している				再資源化施設がない				その他(下のます内に記入)				<p style="text-align: center;">リサイクル阻害要因説明書(積算段階) 様式4</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">発注機関名</td><td></td></tr> <tr><td>工事名</td><td></td></tr> <tr><td>工事概要</td><td></td></tr> </table> <p>I. 建設資材利用計画</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">再生資源利用率の目標値(100%) を達成できない理由</td> <td style="width: 20%;">土 砂 (%) [%]</td> <td style="width: 20%;">砕 石 (%) [%]</td> <td style="width: 20%;">アスファルト混合物 (%) [%]</td> </tr> <tr><td>再生材の供給場所がない</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>再生材の規格が仕様に適合しない</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他(下のます内に記入)</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>その他</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> <p>II. 建設副産物搬出計画・実績</p> <p>1. 建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">目標値を達成できない理由</td> <td style="width: 20%;">建設発生土 (%) [%]</td> <td style="width: 20%;">コンクリート塊 (%) [%]</td> <td style="width: 20%;">アスファルト・コンクリート塊 (%) [%]</td> </tr> <tr><td>他に利用できる現場がない</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>再利用できる現場の要求する規格に適合しない</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>有害物質が混入している</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>再資源化施設がない</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他(下のます内に記入)</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>その他</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> <p>2. 建設汚泥、建設発生木材、建設混合廃棄物</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">目標値を達成できない理由</td> <td style="width: 20%;">建設汚泥 (%) [%]</td> <td style="width: 20%;">建設発生木材 (%) [%]</td> <td style="width: 20%;">建設混合廃棄物 (%) [%]</td> </tr> <tr><td>他に利用できる現場がない</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>再利用できる現場の要求する規格に適合しない</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>有害物質が混入している</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>再資源化施設がない</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他(下のます内に記入)</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>その他</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> <p>注) それぞれの品目で再生資源利用率、再生資源化率及び再資源化・縮減率がそれぞれの目標値に達しない場合(建設混合廃棄物については、再資源化・縮減率が0%の場合)は、該当品目の理由の欄に○印をつける。 理由の欄に該当するものがない場合には、[その他]の欄に○印をつけ、下のます欄に具体的に記入する。</p>	発注機関名		工事名		工事概要		再生資源利用率の目標値(100%) を達成できない理由	土 砂 (%) [%]	砕 石 (%) [%]	アスファルト混合物 (%) [%]	再生材の供給場所がない				再生材の規格が仕様に適合しない				その他(下のます内に記入)				目標値を達成できない理由	建設発生土 (%) [%]	コンクリート塊 (%) [%]	アスファルト・コンクリート塊 (%) [%]	他に利用できる現場がない				再利用できる現場の要求する規格に適合しない				有害物質が混入している				再資源化施設がない				その他(下のます内に記入)				目標値を達成できない理由	建設汚泥 (%) [%]	建設発生木材 (%) [%]	建設混合廃棄物 (%) [%]	他に利用できる現場がない				再利用できる現場の要求する規格に適合しない				有害物質が混入している				再資源化施設がない				その他(下のます内に記入)				<p>改正なし</p>
発注機関名																																																																																																																																														
工事名																																																																																																																																														
工事概要																																																																																																																																														
再生資源利用率の目標値(100%) を達成できない理由	土 砂 (%) [%]	砕 石 (%) [%]	アスファルト混合物 (%) [%]																																																																																																																																											
再生材の供給場所がない																																																																																																																																														
再生材の規格が仕様に適合しない																																																																																																																																														
その他(下のます内に記入)																																																																																																																																														
目標値を達成できない理由	建設発生土 (%) [%]	コンクリート塊 (%) [%]	アスファルト・コンクリート塊 (%) [%]																																																																																																																																											
他に利用できる現場がない																																																																																																																																														
再利用できる現場の要求する規格に適合しない																																																																																																																																														
有害物質が混入している																																																																																																																																														
再資源化施設がない																																																																																																																																														
その他(下のます内に記入)																																																																																																																																														
目標値を達成できない理由	建設汚泥 (%) [%]	建設発生木材 (%) [%]	建設混合廃棄物 (%) [%]																																																																																																																																											
他に利用できる現場がない																																																																																																																																														
再利用できる現場の要求する規格に適合しない																																																																																																																																														
有害物質が混入している																																																																																																																																														
再資源化施設がない																																																																																																																																														
その他(下のます内に記入)																																																																																																																																														
発注機関名																																																																																																																																														
工事名																																																																																																																																														
工事概要																																																																																																																																														
再生資源利用率の目標値(100%) を達成できない理由	土 砂 (%) [%]	砕 石 (%) [%]	アスファルト混合物 (%) [%]																																																																																																																																											
再生材の供給場所がない																																																																																																																																														
再生材の規格が仕様に適合しない																																																																																																																																														
その他(下のます内に記入)																																																																																																																																														
目標値を達成できない理由	建設発生土 (%) [%]	コンクリート塊 (%) [%]	アスファルト・コンクリート塊 (%) [%]																																																																																																																																											
他に利用できる現場がない																																																																																																																																														
再利用できる現場の要求する規格に適合しない																																																																																																																																														
有害物質が混入している																																																																																																																																														
再資源化施設がない																																																																																																																																														
その他(下のます内に記入)																																																																																																																																														
目標値を達成できない理由	建設汚泥 (%) [%]	建設発生木材 (%) [%]	建設混合廃棄物 (%) [%]																																																																																																																																											
他に利用できる現場がない																																																																																																																																														
再利用できる現場の要求する規格に適合しない																																																																																																																																														
有害物質が混入している																																																																																																																																														
再資源化施設がない																																																																																																																																														
その他(下のます内に記入)																																																																																																																																														

現行

改正後

改正理由等

現行と同じ

様式2 再生資源利用促進実施書 一建設副産物搬出工事用一

様式2 再生資源利用促進実施書 一建設副産物搬出工事用一

1. 工事概要 費用(様式1)に必ず記入下さい

1. 工事概要 費用(様式1)に必ず記入下さい

2. 建設副産物搬出実施

2. 建設副産物搬出実施

Table with columns for material type, quantity, and disposal status. Includes a '裏面' (Back) label.

Table with columns for material type, quantity, and disposal status. Includes a '裏面' (Back) label.

1. 建設副産物の搬出先

1. 建設副産物の搬出先

2. 建設副産物の搬出先

2. 建設副産物の搬出先

現行					改正後					改正理由等					
様式 9					様式 9					語句の修正。					
あいくる材使用実績集約表					あいくる材使用実績集約表										
発注者				工事名				発注者				工事名			
番号	集計項目		あいくる材	あいくる材 以外の リサイクル材	新材、通常材 (リサイクル以 外のもの)	番号	集計項目		あいくる材	あいくる材 以外の リサイクル材	新材 (リサイクル以 外のもの)				
	資材名	単位					資材名	単位							
1	アスファルト混合物		t			1	アスファルト混合物		t						
2	路盤材(RC-40等)		m ³			2	路盤材(RC-40等)		m ³						
3	コンクリート二次製品	側溝、U字溝	m			3	プレキャストコンクリート製品	側溝、U字溝	m						
4		境界ブロック、縁石	m			4		境界ブロック、縁石	m						
5		L型擁壁	m			5		L型擁壁	m						
6		ボックスカルバート	m			6		ボックスカルバート	m						
7		積みブロック	m ²			7		積みブロック	m ²						
8		張りブロック	m ²			8		張りブロック	m ²						
9		護岸ブロック	m ²			9		護岸ブロック	m ²						
10	舗装用ブロック		m ²			10	舗装用ブロック		m ²						
11	型枠材		m ²			11	型枠材		m ²						
12	タイル		m ²			12	タイル		m ²						
13	塩化ビニル管		m			13	塩化ビニル管		m						
14	木質ボード		m ²			14	木質ボード		m ²						
15	セラミック管、陶管、電線保護管		m			15	セラミック管、陶管、電線保護管		m						
16	工事用看板(昼夜間工事中)		箇所			16	工事用看板(昼夜間工事中)		箇所						
17	建設汚泥改良土		m ³			17	建設汚泥改良土		m ³						
18	堆肥・植栽基盤材		kg			18	堆肥・植栽基盤材		kg						
19	下水汚泥利用肥料		kg			19	下水汚泥利用肥料		kg						
20	ます用ふた(プラスチック資材)		箇所			20	ます用ふた(プラスチック資材)		箇所						

※記入上の注意

1. この集約は、工事ごとにあいくる材の使用の有無にかかわらず、完了時に提出する。
2. この様式は集約のため簡便化しており、それぞれの規格種類に関わらず合計する。
3. この様式はエクセルのファイルで提出すること
4. この様式は各発注者ごとでエクセルを使用して串刺し集計したものをファイルで集約する。
5. 舗装用ブロックには、インターロッキング、平板ブロック等舗装用のブロックが該当する。

※記入上の注意

1. この集約は、工事ごとにあいくる材の使用の有無にかかわらず、完了時に提出する。
2. この様式は集約のため簡便化しており、それぞれの規格種類に関わらず合計する。
3. この様式はエクセルのファイルで提出すること
4. この様式は各発注者ごとでエクセルを使用して串刺し集計したものをファイルで集約する。
5. 舗装用ブロックには、インターロッキング、平板ブロック等舗装用のブロックが該当する。

様式2 再生資源利用促進計画書 ー建設副産物搬出工事用ー

1.工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

灰色の部分は、記入する必要がありません。

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2.建設副産物搬出計画

現場内利用の欄には、発生量のうち、現場内で利用したものについてご記入下さい。

※住所情報は、国の施策立案等において活用させていただきますので、番地までご記載願います。

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③+④ 小数点第一位まで	現場内利用・減量		現場外搬出について										再生資源利用促進率 (②+③+⑤) / (①) (%)		
		用途コード*10	②利用量 小数点第一位まで	減量法コード*11	③減量化量 小数点第一位まで	搬出先名称 2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。		区分 どちらかに○を付けて下さい	施工条件の内容 コード*12	搬出先住所住所* 住所コード*4 千 百 十 一			搬出先の種類 コード*13		④現場外搬出量 小数点第一位まで	
資材廃棄物	コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間					km	トン	トン	トン	%
	建設発生木材A (柱、ボードなど木製資材が廃棄物となったもの)	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間					km	トン	トン	トン	%
	アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間					km	トン	トン	トン	%
建設廃棄物	その他がれき類	トン				搬出先1	公共 民間					km	トン		トン	%
	建設発生木材B (立木、除根材などが廃棄物となったもの)	トン	トン	トン		搬出先1	公共 民間					km	トン		トン	%
	建設汚泥	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間					km	トン	トン	トン	%
	金属くず	トン				搬出先1	公共 民間					km	トン		トン	%
	廃塩化ビニル管・継手	kg				搬出先1	公共 民間					km	kg		kg	%
	廃プラスチック (廃塩化ビニル管・継手を除く)	トン				搬出先1	公共 民間					km	トン		トン	%
	廃石膏ボード	トン				搬出先1	公共 民間					km	トン		トン	%
	紙くず	トン				搬出先1	公共 民間					km	トン		トン	%
	アスベスト (飛散性)	トン				搬出先1	公共 民間					km	トン		トン	%
	その他の分別された廃棄物	トン				搬出先1	公共 民間					km	トン		トン	%
	混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	トン				搬出先1	公共 民間					km	トン		トン	%
	建設発生土	第一種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1	公共 民間					km	地山m ³	地山m ³	地山m ³
第二種建設発生土		地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1	公共 民間					km	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
第三種建設発生土		地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1	公共 民間					km	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
第四種建設発生土		地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1	公共 民間					km	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
浚渫土 (建設汚泥を除く)		地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1	公共 民間					km	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
合計		地山m ³	地山m ³	地山m ³									地山m ³	地山m ³	地山m ³	%

-155-

コード*10
1.路盤材 2.裏込材
3.埋戻し材
4.その他(具体的に記入)

コード*11
1.焼却 2.脱水
3.天日乾燥
4.その他(具体的に記入)

コード*12
施工条件について
1.A指定処分
(発注時に指定されたもの)
2.B指定処分(もしくは準指定処分)
(発注時には指定されていないが、
発注後に設計変更し指定処分とされたもの)
3.自由処分

建設廃棄物の場合
1.売却
2.他の工事現場
3.広域認定制度による処理
4.中間処理施設(アスファルト合材プラント)
5.中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)
6.中間処理施設(サーマルリサイクル)
7.中間処理施設(単純焼却)
8.廃棄物最終処分場(海面処分場)
9.廃棄物最終処分場(内陸処分場)
10.その他の処分

建設発生土の場合
1.売却
2.他の工事現場(内陸)
3.他の工事現場(海面)
ただし、廃棄物最終処分場を除く
4.土質改良プラント(再利用先工事が決定)
5.土質改良プラント(再利用先工事が未決定)
6.ストックヤード(再利用先工事が決定)
7.ストックヤード(再利用先工事が未決定)
8.工事予定地
9.採石場・砂利採取跡地等復旧事業
10.廃棄物最終処分場(覆土としての受入)
11.廃棄物最終処分場(覆土以外の受入)
12.建設発生土受入地(公共事業の土捨場)
13.建設発生土受入地(農地受入)
14.建設発生土受入地(民間土捨場・残土処分場)

注2:再生資源利用促進量について
現場外搬出量④のうち、搬出先の種類
(コード*13)が
【建設廃棄物の場合】
1~6の合計
【建設発生土の場合】
1~6の合計

様式1 再生資源利用実施書 ー建設資材搬入工事用ー

表面

1. 工事概要

■ 灰色の部分は、記入する必要がありません。

発注機関名	発注機関コード*1	発注担当者チェック欄	担当者	TEL () () () ()	請負会社名	請負会社コード*2	記入年月日	H. 年 月 日
					建設業許可 または 解体工事業登録	大臣 知事	号	
					会社所在地	TEL FAX () ()	工事責任者	
							調査票記入者	

工事名	工事種別コード*3	請負金額	千 百 十 千 百 十 一 万円未満四捨五入 億 億 億 万 万 万 0,000 円 (税込み)	左記金額のうち特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用	千 百 十 千 百 十 一 万円未満四捨五入 億 億 億 万 万 万 0,000 円 (税込み)	再資源化等が完了した年月日	平成 年 月 日
工事施工場所	都 道 市 区 府 県 町 村	住所コード*4	工期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
工事概要等	施工条件の内容 (再生資源の利用に関する特記事項等)		建築・解体工事のみ 右欄に記入して下さい				

2. 建設資材利用実施

注: コード*5~9は下記欄外のコード表より数字を選んで下さい。

※住所情報は、国の施策立案等において活用させていただきますので、番地までご記載願います。

※解体工事については、建築面積をご記入いただかなくても結構です。

建設資材 (新材を含む全体の利用状況)				左記のうち、再生資材の利用状況 (再生資材を利用した場合に記入して下さい)				再生資源		
分類	小分類 コード*5	規格	主な利用用途 コード*6	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元 種類 コード*7	施工条件 内容 コード*8	再生資材の供給元場所住所**	再生資材の名称 コード*9	再生資材利用量(B) 小数点第一位まで (注1)	再生資源 利用率 B/A×100
特定建設資材	コンクリート			トン					トン	%
				トン					トン	%
	合計			トン					トン	%
	コンクリート及び鉄から成る建設資材			トン					トン	%
	合計			トン					トン	%
その他の建設資材	木材			トン					トン	%
				トン					トン	%
	合計			トン					トン	%
	アスファルト混合物			トン					トン	%
	合計			トン					トン	%
その他の建設資材	土砂			締めm ³					締めm ³	%
				締めm ³					締めm ³	%
	合計			締めm ³					締めm ³	%
	砕石			m ³					m ³	%
				m ³					m ³	%
	合計			m ³					m ³	%
	塩化ビニル管・継手			kg					kg	%
				kg					kg	%
	合計			kg					kg	%
	石膏ボード			トン					トン	%
			トン					トン	%	
合計			トン					トン	%	
その他の建設資材			トン					トン	%	
			トン					トン	%	
合計			トン					トン	%	

- コード*5
コンクリートについて
1. 生コン(パージン骨材) 2. 再生生コン(Co再生骨材H)
3. 再生生コン(Co再生骨材M) 4. 再生生コン(Co再生骨材L)
5. 再生生コン(その他のCo再生骨材) 6. 再生生コン(Co再生骨材以外の再生材)
7. 無筋コンクリート二次製品 8. その他
- コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1. 有筋コンクリート二次製品 2. その他
- 木材について
1. 木材(ボード類を除く) 2. 木質ボード
- アスファルト混合物について
1. 粗粒度アスコン 2. 密粒度アスコン 3. 細粒度アスコン
4. 開粒度アスコン 5. 改質アスコン 6. アスファルトモルタル
7. 加熱アスファルト安定処理路盤材 8. その他
- 土砂について
1. 第一種建設発生土 2. 第二種建設発生土 3. 第三種建設発生土
4. 第四種建設発生土 5. 浚渫土 6. 土質改良土
7. 建設汚泥処理土 8. 再生コンクリート砂
(採取土、購入土)
- 砕石について
1. クラッシャーラン 2. 粒度調整砕石 3. 鉱さい 4. その他
4. 単粒度砕石 5. ぐり石、割ぐり石、自然石 6. その他
- 塩化ビニル管・継手について
1. 硬質塩化ビニル管 2. その他
- 石膏ボードについて
1. 石膏ボード 2. シーリング石膏ボード 3. 強化石膏ボード
4. 化粧石膏ボード 5. 石膏ラスボード 6. その他
- その他の建設資材について
(利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい)

- コード*6
アスファルト混合物について
1. 表層 2. 基層 3. 上層路盤 4. 歩道
5. その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)
- 土砂について
1. 道路路体 2. 路床 3. 河川築堤
4. 構造物等の裏込材、埋戻し用
5. 宅地造成用 6. 水面埋立用
7. ほ場整備(農地整備)
8. その他(具体的に記入)
- 砕石について
1. 舗装の下層路盤材 2. 舗装の上層路盤材
3. 構造物の裏込材、基礎材
4. その他(具体的に記入)
- 塩化ビニル管・継手について
1. 水道(配水)用 2. 下水道用 3. ケーブル用
4. 農業用 5. 設備用 6. その他
- 石膏ボードについて
1. 壁 2. 天井 3. その他
- その他の建設資材について
(利用用途を具体的に記入して下さい)

- コード*7
再生資材の供給元について
1. 現場内利用 2. 他の工事現場(内陸)
3. 他の工事現場(海面) 4. 再資源化施設
5. 土砂ストックヤード 6. その他
- コード*8
施工条件について
1. 再生材の利用の指示あり
2. 再生材の利用の指示なし

- コード*9
コンクリートについて
1. 再生生コン(Co再生骨材H) 2. 再生生コン(Co再生骨材M)
3. 再生生コン(Co再生骨材L) 4. 再生生コン(その他のCo再生骨材)
5. 再生生コン(Co再生骨材以外の再生材) 6. 再生無筋コンクリート二次製品
7. その他
- コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1. 再生有筋コンクリート二次製品 2. その他
- 木材について
1. 再生木材(ボード類を除く) 2. 再生木質ボード
- アスファルト混合物について
1. 再生粗粒度アスコン 2. 再生密粒度アスコン 3. 再生細粒度アスコン
4. 再生開粒度アスコン 5. 再生改質アスコン 6. 再生アスファルトモルタル
7. 再生加熱アスファルト安定処理路盤材 8. その他
- 土砂について
1. 第一種建設発生土 2. 第二種建設発生土 3. 第三種建設発生土
4. 第四種建設発生土 5. 浚渫土 6. 土質改良土
7. 建設汚泥処理土 8. 再生コンクリート砂
- 砕石について
1. 再生クラッシャーラン 2. 再生粒度調整砕石 3. 鉱さい 4. その他
- 塩化ビニル管・継手について
1. 再生硬質塩化ビニル管 2. その他
- その他の建設資材について
(利用量の多い上位2品目の再生資材名称を具体的に記入して下さい)

注1: 再生資材利用量について
アスファルト混合物等で、利用した再生材(製品)の中に、新材が混入している場合であっても、新材混入分を含んだ再生資材(製品)の利用量を記入して下さい。

裏面にもご記入下さい

様式2 再生資源利用促進実施書 ー建設副産物搬出工事用ー

1.工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

灰色の部分は、記入する必要がありません。

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2.建設副産物搬出実施

現場内利用の欄には、発生量のうち、現場内で利用したものについてご記入下さい。

※住所情報は、国の施策立案等において活用させていただきますので、番地までご記載願います。

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③+④ 小数点第一位まで	現場内利用・減量			現場外搬出について								再生資源利用促進率 (注2)②+③+⑤... (%)		
		用途コード*10	②利用量 小数点第一位まで	減量法コード*11 ③減量化量 小数点第一位まで	搬出先名称 2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。	区分 どちらかに○を付けて下さい	施工条件 の内容 コード*12	搬出先場所住所* 住所コード*4 千 百 十 一 連 絡 距離 km 搬出先の種類 コード*13	④現場外搬出量 小数点第一位まで	うち現場内改良分 小数点第一位まで	⑤再生資源利用促進量 (注2)				
資材廃棄物	コンクリート塊	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間					km	トン	トン	トン	%
	建設発生木材A (柱、ボードなど木製資材が廃棄物となったもの)	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間					km	トン		トン	%
	アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間					km	トン	トン	トン	%
建設廃棄物	その他がれき類	トン			搬出先1	公共 民間					km	トン		トン	%
	建設発生木材B (立木、除根材などが廃棄物となったもの)	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間					km	トン		トン	%
	建設汚泥	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間					km	トン	トン	トン	%
	金属くず	トン			搬出先1	公共 民間					km	トン		トン	%
	廃塩化ビニル管・継手	kg			搬出先1	公共 民間					km	kg		kg	%
	廃プラスチック (廃塩化ビニル管・継手を除く)	トン			搬出先1	公共 民間					km	トン		トン	%
	廃石膏ボード	トン			搬出先1	公共 民間					km	トン		トン	%
	紙くず	トン			搬出先1	公共 民間					km	トン		トン	%
	アスベスト (飛散性)	トン			搬出先1	公共 民間					km	トン		トン	%
	その他の分別された廃棄物	トン			搬出先1	公共 民間					km	トン		トン	%
	混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	トン			搬出先1	公共 民間					km	トン		トン	%
	建設発生土	第一種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1	公共 民間					km	地山m ³	地山m ³	地山m ³
第二種建設発生土		地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1	公共 民間					km	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
第三種建設発生土		地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1	公共 民間					km	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
第四種建設発生土		地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1	公共 民間					km	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
浚渫土 (建設汚泥を除く)		地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1	公共 民間					km	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
合計		地山m ³	地山m ³	地山m ³								地山m ³	地山m ³	地山m ³	%

-157-

コード*10
1.路盤材 2.裏込材
3.埋戻し材
4.その他(具体的に記入)

コード*11
1.焼却 2.脱水
3.天日乾燥
4.その他(具体的に記入)

コード*12
施工条件について
1.A指定処分
(発注時に指定されたもの)
2.B指定処分(もしくは準指定処分)
(発注時には指定されていないが、
発注後に設計変更し指定処分とされたもの)
3.自由処分

【建設廃棄物の場合】
1.売却
2.他の工事現場
3.広域認定制度による処理
4.中間処理施設(アスファルト合材プラント)
5.中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)
6.中間処理施設(サーマルリサイクル)
7.中間処理施設(単純焼却)
8.廃棄物最終処分場(海面処分場)
9.廃棄物最終処分場(内陸処分場)
10.その他の処分

【建設発生土の場合】
1.売却
2.他の工事現場(内陸)
3.他の工事現場(海面)
4.土質改良プラント(再利用先工事が決定)
5.土質改良プラント(再利用先工事が未決定)
6.ストックヤード(再利用先工事が決定)
7.ストックヤード(再利用先工事が未決定)
8.工事予定地
9.採石場・砂利採取跡地等復旧事業
10.廃棄物最終処分場(覆土としての受入)
11.廃棄物最終処分場(覆土以外の受入)
12.建設発生土受入地(公共事業の土捨場)
13.建設発生土受入地(農地受入)
14.建設発生土受入地(民間土捨場・残土処分場)

注2:再生資源利用促進量について
現場外搬出量④のうち、搬出先の種類
(コード*13)が
【建設廃棄物の場合】
1~6の合計
【建設発生土の場合】
1~6の合計

発注機関名	
工事名	
工事概要	

I. 建設資材利用計画

[]内:目標値、()内:達成値	土 砂	砕 石	アスファルト混合物
再生資源利用率の目標値(100%)	(%)	(%)	(%)
を達成できない理由	[%]	[%]	[%]
再生材の供給場所がない			
再生材の規格が仕様に適合しない			
その他(下のます内に記入)			

その他

II. 建設副産物搬出計画・実績

1. 建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

[]内:目標値、()内:達成値	建設発生土	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊
目標値を達成できない理由	(%)	(%)	(%)
	[%]	[%]	[%]
他に利用できる現場がない			
再利用できる現場の要求する規格に適合しない			
有害物質が混入している			
再資源化施設がない			
その他(下のます内に記入)			

その他

2. 建設汚泥、建設発生木材、建設混合廃棄物

[]内:目標値、()内:達成値	建設汚泥	建設発生木材	建設混合廃棄物
目標値を達成できない理由	(%)	(%)	(%)
	[%]	[%]	[%]
他に利用できる現場がない			
再利用できる現場の要求する規格に適合しない			
有害物質が混入している			
再資源化施設がない			
その他(下のます内に記入)			

その他

注) それぞれの品目で再生資源利用率、再生資源化率及び再資源化・縮減率がそれぞれの目標値に達しない場合(建設混合廃棄物については、再資源化・縮減率が0%の場合)は、該当品目の理由の欄に○印をつける。

理由の欄に該当するものがない場合には、[その他]の欄に○印をつけ、下のます欄に具体的に記入する。

あいくる材使用実績集約表

発注者		工事名			
番号	集計項目		あいくる材	あいくる材 以外の リサイクル材	新材 (リサイクル 以外のもの)
	資材名	単位			
1	アスファルト混合物		t		
2	路盤材(RC-40等)		m ³		
3	プレキャスト コンクリート 製品	側溝、U字溝	m		
4		境界ブロック、縁石	m		
5		L型擁壁	m		
6		ボックスカルバート	m		
7		積みブロック	m ²		
8		張りブロック	m ²		
9		護岸ブロック	m ²		
10	舗装用ブロック		m ²		
11	型枠材		m ²		
12	タイル		m ²		
13	塩化ビニル管		m		
14	木質ボード		m ²		
15	セラミック管、陶管、電線保護管		m		
16	工事用看板(昼夜間工事中)		箇所		
17	建設汚泥改良土		m ³		
18	堆肥・植栽基盤材		kg		
19	下水汚泥利用肥料		kg		
20	ます用ふた(プラスチック資材)		箇所		

※記入上の注意

1. この集約は、工事ごとにあいくる材の使用の有無にかかわらず、完了時に提出する。
2. この様式は集約のため簡便化しており、それぞれの規格種類に関わらず合計する。
3. この様式はエクセルのファイルで提出すること
4. この様式は各発注者ごとでエクセルを使用して串刺し集計したものをファイルで集約する。
5. 舗装用ブロックには、インターロッキング、平板ブロック等舗装用のブロックが該当する。